

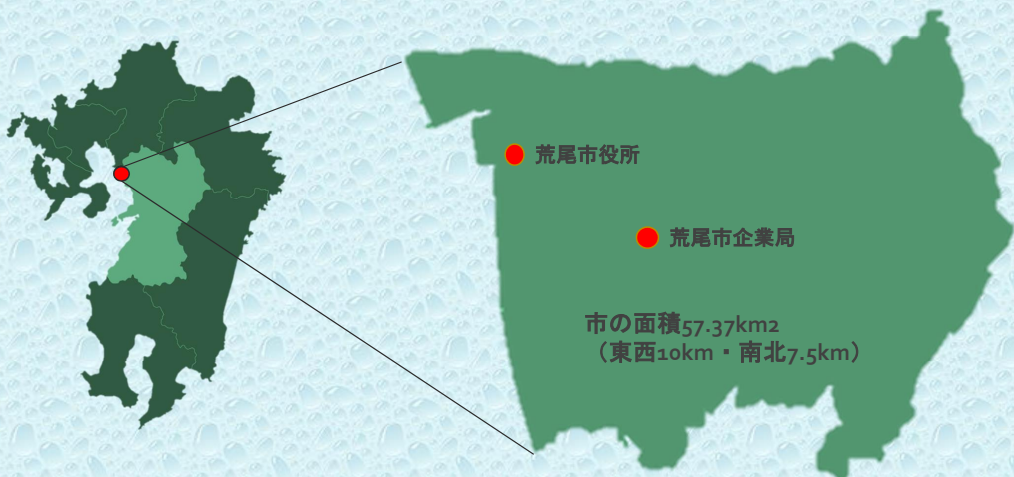
荒尾市水道事業等包括委託の概要



企業局イメージキャラクター あらぞうくん

熊本県荒尾市企業局 小宮 智和

・熊本県荒尾市の位置・概要

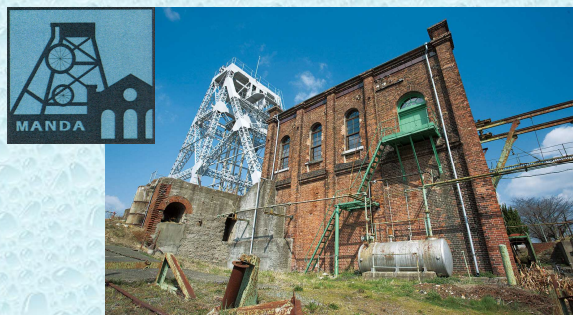


本市は、熊本県の西北端に位置し、北は福岡県大牟田市、東は小岱山頂を境として玉名郡南関町、玉名市、南は玉名郡長洲町に接し、西は有明海を隔てて長崎県・佐賀県に面しています。
明治以降、三池炭鉱と関連産業により発展してきましたが、現在は観光レジャー施設や商業施設が充実し、大規模な住宅地の形成が進むなど、自然環境と都市機能とのバランスがとれたまちです。

・荒尾市には2つの“世界”があります

世界遺產

万田坑



万田坑は三井の総力を挙げて整備された、わが国最大規模の堅坑です。平成27年7月、万田坑を含む「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」は、ユネスコ世界文化遺産に登録されました。

ラムサール条約湿地

荒尾干鴻



荒尾干潟は平成24年7月3日付けで、ラムサール条約湿地に世界で2,054番目に登録されました。日本国内の干潟の約40%が現存する有明海で初めての登録となり、また日本国内で最も干潟を保有している熊本県内でも初めての登録となります。

・ **ありあけ浄水場**



福岡県大牟田市との県境を越えた発展的広域化
PFI法に準拠したDBO方式により建設
平成24年4月1日供用開始



※平成38年度までの維持管理契約期間
であり今回の包括委託業務の対象外

・荒尾市水道事業の現況

荒尾市の事業概要（平成27年度決算）

項 目	単 位	27年度	26年度〈参考〉
行 政 区 域 内 人 口	人	54,091	54,445
給 水 人 口	人	51,638	52,008
普 及 率	%	95.5	95.5
配 水 量	m ³ /年	5,669,683	5,605,442
一 日 平 均 配 水 量	m ³ /日	15,491	15,357
一 日 最 大 配 水 量	m ³ /日	22,939	15,870
有 収 水 量	m ³ /年	5,105,510	5,078,848
施 設 能 力	m ³ /日	22,400	22,400

目 次

- 1. 計画及び事業経過
- 2. 事業者の決定
- 3. 荒尾市版包括委託
「荒尾モデルについて」
- 4. 契約締結後に確認できた
効果と課題

1. 計画及び事業経過

・ 包括委託導入の経緯①

昭和32年の給水開始以降、職員による直営業務（工事については民間発注）を行ってきた。



水道法の改正等によりサービス水準の向上が求められてきたことにより、個別委託による業務発注が徐々に拡大。



PFI法に準拠したDBO方式の採用により「ありあけ浄水場」を建設。

※ 第三者委託導入により更なる民間委託範囲の拡大。



団塊の世代職員の退職、市長部局との人事ローテーションにより、**技術系職員の確保が困難**となる。



職員による委託業務監督の限界、PFI法の改正により民間提案を受けられること等の要因により
これまでの個別委託を収束した「包括委託実施へ向けた検討」を開始する。

・ 包括委託導入の経緯②

～H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
▼H23.6月 PFI法改正	あり あけ 浄水場 供用開始	官民連携 手法の検討に 関する協定書	▼下水道事業との組織統合により 「企業局」を設立	公募型プロポーザル方式により事業者を選定	事業開始
【H21～H23】 PFI法に準拠した DBOによる事業として共同浄水場（ありあけ浄水場）を建設	水道事業が抱える課題を解決し、持続可能な水道事業を目指すため、そのひとつの手法である『官民連携』について可能性を水道局、及び民間事業者で協議	■協定書締結以降、双方より検討メンバーを選定し、荒尾市水道事業の現状を洗い出し、今後の方向性を整理 ■民間事業者より荒尾市へ「公民連携に関する提案書」を提出	■「提案書」を基に荒尾市内部のコンセンサスを図り、事業実施時期等について、関係機関(国・県等)と協議。 ■アドバイザーコンサルタントによる支援を受け詳細検討業務を実施し、事業者選定委員会を設置。 ■実施方針の公表【H27.3月】		

・ 検討の背景

- 近年の全国的な傾向である給水人口の減少と節水化による水需要の低下により、料金収入は減少し、更なる 厳しい経営環境の到来が予想される。
- 経年施設の更新や地下水の塩水化、その対策のために今後多額の費用が必要となる。
- 維持管理時代を迎えた市内全域に整備された膨大な水道施設、これらの施設を維持・管理していくための技術の継承が大きな課題である。
- これまで業務ごとに個別の委託を行ってきたが、これ以上の個別委託の拡大は監督職員の他の業務遂行を阻害する。
- 水道ビジョン策定から約8年が経過しており、将来計画について見直しが必要である。
- 水道の官民連携に関する法整備や検討が進み、民間の利活用がより効果的となった。
(平成23年改正PFI法により民間提案制度の創設)

・背景からみる3つのテーマ

■ 給水サービスの維持向上

…水道サービスの品質を維持向上する取組み

■ 需要減少下での経営の維持

…需要の減少が想定される中での収入確保。更に支出を抑制することで安定した経営を継続させる取組み

■ 人的基盤の確保

…多様で困難な課題を見出し解決できる/ノウハウをもつ人材の確保と育成

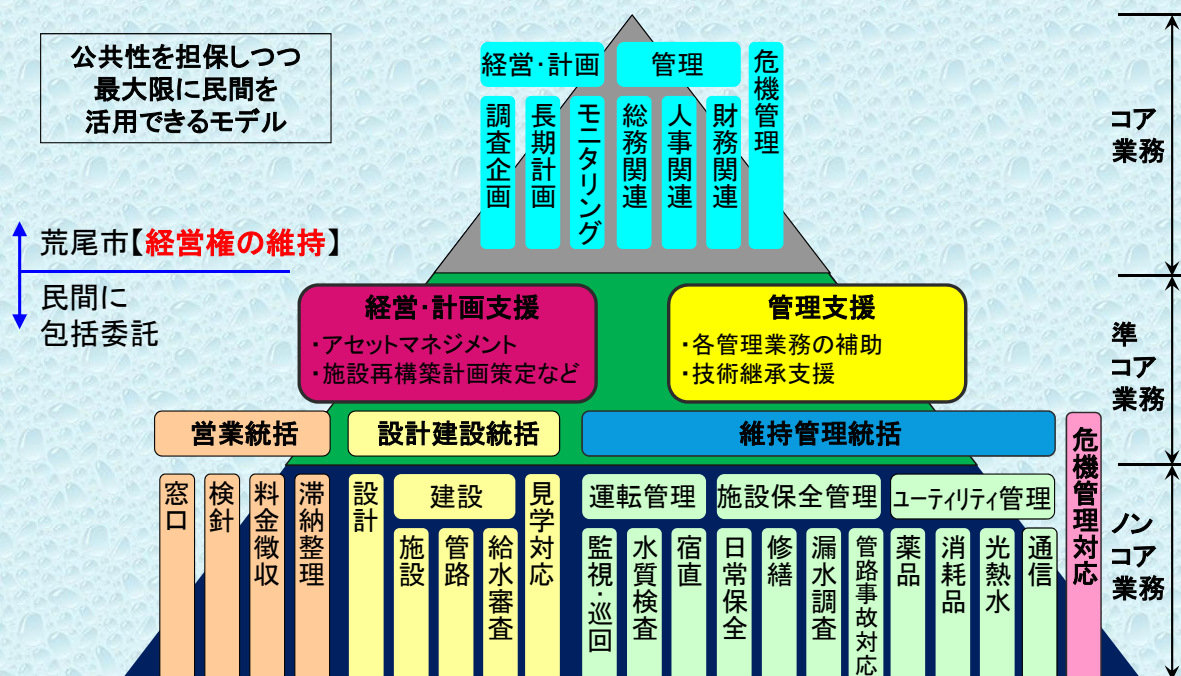
・官民連携による課題解決

テーマ	課題	課題解決の方法
給水サービスの維持・向上	お客様サービスの向上	広報公聴により、お客様が求めるサービス水準を把握し、事業に反映
	① 老朽化施設更新 ② 耐震化 ③ 水源塩水化の解決	需要減少を踏まえた視点で見直す【施設再構築計画】の立案と実行 ◆ 管路口径の最適化 ◆ 施設の強靱化 ◆ 中長期を見据えた水運用の検討 など
需要減少下での経営の維持	投資最適化	アセットマネジメント策定による供用期間の最適化
人的基盤の確保	職員の確保・育成（技術継承）	コア業務を定義し組織を見直すことで以下を実現。 ◆ 必要な人材の確保を容易にする。 ◆ 必要なスキルがより明確になることで職員の育成を加速させる。 ◆ 保有すべき技術や技能の数を減らすことで継承を容易にする。

・官民連携手法(業務範囲)の検討

業務範囲による分類	①個別委託	②包括委託		③民営化
業務内容	A：個別委託	B：個別委託の組合せによる包括的委託	C：第三者委託	D：一部民営（コンセッション）
経営部門	公 的 組 織	公 的 組 織	公 的 組 織	公 的 組 織
計画部門				
営業部門	民間	民 間		民間事業者
設計・建設部門	民間			
管理部門			民 間 (技術分野における包括委託)	
浄水部門	民間			
水質部門	民間			
一般的な契約期間	1～5年	3～5年	3～20年	15～30年
概 要	料金徴収業務、施設維持管理等を別々の業者に委託	個別業務をまとめて同じ業者に委託	水道維持管理に関する技術分野の業務を一括して同じ業者に委託（法24条の3）	水道事業運営権者となった民間が徴収した料金で事業を運営。ただし施設所有は公共。
事 例 等	多くの自治体で導入済み 【 荒尾市でも導入済 】 料金・水質・漏水調査など	近年、自治体での導入が進んでいる	全国約130団体で導入済み 【 荒尾市でも導入済 】 — ありあけ浄水場 —	検討事例のみで国内での実績なし
評 価	現状で導入済みであり、これ以上の個別委託の推進は、管理(発注)側の労力増加につながる。	現状の委託範囲の拡大という枠内で実施される手法であり、公共性が十分に担保される。 荒尾市における現状の課題解決には十分効果が見込まれる。		導入に際しては法整備などの根幹的課題が多く、現段階での検討は時期尚早である。

・導き出された官民連携理想の姿



・ 主な事業経過

● 民間事業者より公民連携に関する提案書の提出	● 平成26年3月28日
● 公民連携提案書の受理	● 平成26年7月14日
● 提案事業者へ実施方針を策定する旨の通知	● 平成26年10月1日
● 実施方針等の公表	● 平成27年3月2日
● 公募要領等の公表	● 平成27年7月1日
● 事業者選定委員会による選定事業者の選定	● 平成27年11月6日
● 選定事業者の決定	● 平成27年11月9日
● 特別目的会社（SPC）の設立	● 平成27年12月8日
● 基本契約書・業務委託契約書の締結	● 平成27年12月8日
● 引継ぎ期間	● 平成27年12月8日～平成28年3月31日
● 事業期間	● 平成28年4月1日～平成33年3月31日

・ 公募の概要

公募要領

▼対象業務

①経営及び計画支援業務・②管理支援業務・③営業業務・④設計建設業務・⑤維持管理業務
⑥危機管理対応業務

以上**大項目6業務**、要求水準書に定める**小項目33業務**に分類

▼事業期間等

平成28年4月1日～平成33年3月31日(5年間)

▼見積金額の限度額等

見積上限額 3,234,000,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)

見積下限額 見積下限額を設定するが、当該金額については非公表とし、当該金額を下回った者は、失格とする。

事業者選定基準

▼ 業務提案評価点「**技術点**」及び価格提案評価点「**価格点**」を**8:2**の割合とする。

2. 事業者の決定

・ 委託契約の概要

1. 事業名称
荒尾市水道事業等包括委託
2. 契約の相手方
あらおウォーターサービス株式会社（AWS）
3. 契約額
3,175,200千円（税込み） 【2,940,000千円（税抜き）】
4. 事業期間
平成28年4月1日～平成33年3月31日（5年間）
（契約の締結日12月8日～平成28年3月31日は引き継ぎ期間）

・ あらおウォーターサービス(株)の概要

1. 設立

平成27年12月8日

2. 所在地

荒尾市内

3. 代表者

代表取締役社長 小暮 敏志（総括責任者を兼務）

4. 資本金

1,000万円

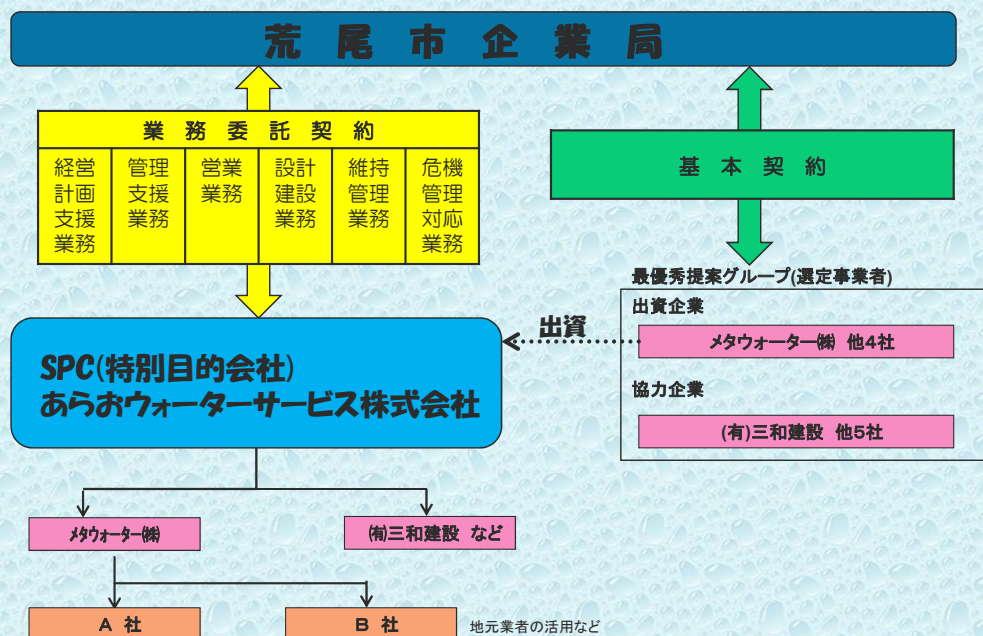
5. 構成企業

【出資企業】 メタウォーター(株)・荒尾市管工事協同組合・(株)エース・ウォーター
国際航業(株)・(株)エヌ・ティ・ティ・データ

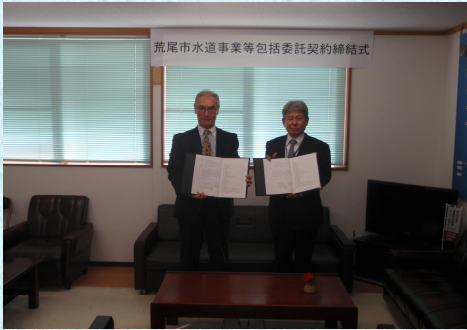
【協力企業】 ＊(有)三和建設・中央設備工業(株)・(有)広瀬商会

岩北設備工業(有)・(有)黒崎商会・(有)カナガワ ※いずれも荒尾市内企業

・ 包括委託の事業スキーム



業務委託契約



左からAWS小暮敏志社長と田上企業管理者



業務開始式にあたりテープカットを行う関係者



あらおウオーター
サービス株式会社
業務開始式

3. 荒尾市版包括委託 『荒尾モデル』について

・『荒尾モデル』の特色①

■ PFI法「民間提案制度」を採用

メタウォーター社より、改正PFI法に基づいた『提案書』を受ける。
以後、PFI事業実施プロセスに関するガイドラインに習い、提案事業者との対話を重ね提案内容の精査を図った。
結果、荒尾市として提案内容について実施方針を定める事と判断し、包括委託の実施に至った。



メタウォーター社へ通知を渡す荒尾市企業管理者（両者代表は当時）

**メタウォーター社から荒尾市へ
PFI法第6条に基づく「提案書」を提出
(H26.3月)**



**提案書の受理（内部コンセンサス）
事業化へ向けた詳細検討業務の開始**



**民間事業者の提案に係る通知として
実施方針を策定する旨の通知（写真）
(H26.10月)**

・『荒尾モデル』の特色②

■ 管工事協同組合の優先活用

公募要領、応募者の構成要件に下記を記載

応募グループは、水道施設における緊急性を有する維持管理の技術、ノウハウ及び実績並びに災害時における水道の応急対策に関する協定書を締結していること等を勘案し、荒尾市管工事協同組合を応募グループの構成企業として参画させるものとする。**なお、荒尾市管工事協同組合が担う業務等については、各構成企業間で調整を行うものとする。**

■ 経営計画支援・管理支援業務

アセットマネジメント策定に加え、水道ビジョンのフォローアップ、及び次期水道事業ビジョンの策定、水安全計画、危機管理計画など水道事業に係る重要事項の策定。アセットマネジメントについては包括委託受託事業者が業務の中で担う事で、**水道事業全体を横断的に見渡し、手戻りのない有効的な計画策定が期待できる。**また、本来、業務委託の概念が無かった総務系の業務（予算・決算の作成、固定資産の管理など）を包括して委託することで、事務職職員側の“技術”継承を行っていく。

■ 4条系工事業務の追加

■ 下水道事業の一部（排水設備関連業務）を業務に追加

4. 契約締結後に確認できた 効果と課題

・ 効 果 ①

■ 非常時における人的バックアップ



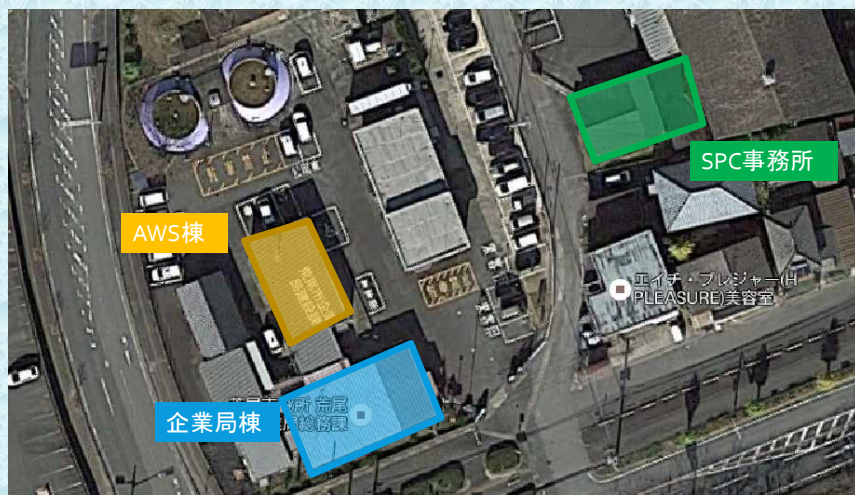
平成28年1月西日本を襲った大寒波時の様子
(荒尾市被災によりマンパワーを必要とした)



平成28年4月熊本地震による官民共同
による応急給水の様子
(他事業体への応援)

・ 効 果 ②

■ コンパクトな組織による密な連携が可能



企業局所有地内に
企業局棟（職員棟）
AWS棟、SPC事務所
が集約されている事
で、業務引継、習熟、
各種相談、協議事項
が迅速に対応できる。

・ 効 果 ③

■ BCP策定



プロポーザルによる
民間事業者提案によ
るBCP策定協議が本
格化してきている。
ICTの活用、有識者の
ワークショップ参加
により、常時の業務
にも活用できるBCP
を想定している。

・ 課 題

■ 水道利用者と共に事業経営

▼広報公聴の充実！

▼民間事業者の認知度アップを目指して！

▼官民相互の目標は水道利用者の
満足度向上である！

■ 次期事業へ向けて

▼更なる性能性の拡大、発展

▼官民パートナー意識の向上



ご 静 聴

ありがとうございました。

